

平成30年度 第2回港区区政会議 福祉部会 に関する事前意見内容と区役所の対応・考え方

	意見内容	区役所の対応・考え方
1	<p>【在宅医療・介護連携について】 在宅医療は、介護士の派遣を依頼して出来ますが、医者への往診してくれる医療機関及び診療所、港区内に有れば広報にでも診療科目、出張地域(範囲)等教えて欲しい。又条件等もよろしくお願ひします。 往診してくれる医者はないか？という話をよく聞きますので、掛かりつけの医者で往診してくれれば良いのですが、出来ない医者の場合、在宅でなく入院となる？</p>	<p>ホームヘルパーは、要介護認定を受けた方を担当するケアマネージャーの作成したケアプランに基づいて利用者の自宅等を訪問して、家事の援助や入浴や食事といった身体的な介助をおこなっています。 患者さんが自宅で医療行為を受ける方法は、医師が事前に診療計画や訪問予定を立てて、患者の自宅を訪問する「訪問診療」と急な病状の変化で患者さんや家族からの要請に基づいて医師が訪問する「往診」の2種類があります。</p> <p>診療科目や診察時間等の情報を港区のホームページに掲載することを了承された医療機関を小学校区ごとにとりまとめて公表しており、訪問診療・往診についても掲載しています(参考のとおり)。 また、往診が可能な範囲などに関しましては、医療機関ごとにより異なりますので、お電話などでお問い合わせください。</p>
2	<p>歯科検診にて、う蝕(むし歯)多発傾向児がネグレクトといった児童虐待の早期発見につながることは周知の事実であるが、現在、大阪市の歯科検診のシステムでは乳幼児健診(1.5才と3才)の後は就学児検診までとんでしまう。 4～5才(年中・年長)の時期に公的な歯科検診を行うことは、児童虐待の早期発見のみならず将来的な口腔環境の改善ひいては全身的な健康につながると考えられるため強く進言いたします。</p>	<p>現在大阪府で実施している歯科検診は、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の後には、小学校就学前に行われている就学時健康診断までの間、実施されていません。 ご意見をいただいたとおり、4～5歳児を対象とした公的な歯科検診の実施は、児童虐待の早期発見や将来的な口腔環境の改善ひいては全身的な健康につながると考えられますので、区政会議で頂戴した意見として大阪府健康局に伝えて参ります。</p>